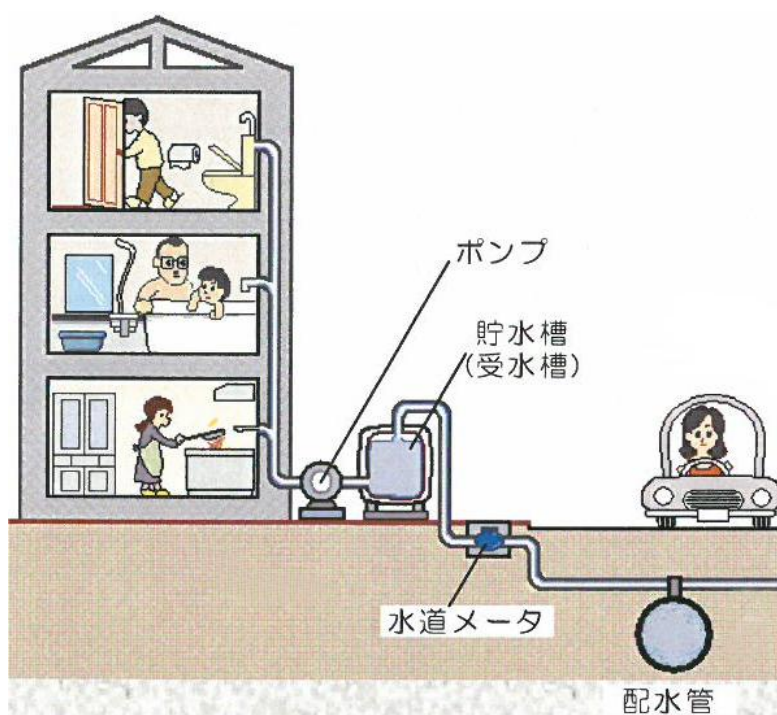


簡易専用水道の 衛生管理を徹底しましょう



利用者が安心して飲める水を確保するために、
水槽の定期的な検査や清掃など衛生的な管理が
簡易専用水道の設置者に義務付けられています

伊丹市上下水道局

簡易専用水道の設置者の義務について

ビルやマンションなどでは、水道本管から供給された水道水を受水槽に貯めて、これをポンプで建物内の蛇口まで送っています。また、一旦、高置水槽に貯めて建物内の蛇口まで送る方法もあります。この受水槽から蛇口までの給水施設を貯水槽水道といいます。

貯水槽水道のうち受水槽の有効容量が10 m³を超えるものを簡易専用水道といい、安心して飲める水を確保するために、定期的な検査や清掃等、衛生的な管理を行うことが水道法により簡易専用水道の設置者に義務付けられています。

設置者が自ら管理を行わない場合は、実際に管理を担当する者を明確にしてください。

1. 定期検査を受ける義務

(1) 1年以内ごとに1回、定期的に検査を受けなければなりません。

簡易専用水道の設置者は、毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、施設の清掃や点検状況、図面・書類の保管状況などの検査を受けなければなりません。

登録簡易専用水道検査機関は、別紙に掲載しています。検査は有料です。

検査を怠った場合、罰則が適用されることもありますのでご注意ください。

また、検査結果の写しを伊丹市上下水道局に送付するようお願いします。または、検査機関に報告の代行を依頼してください。

(2) 検査の内容

厚生労働大臣の登録簡易専用水道検査機関の検査員が、次の事項について検査を実施します。

① 施設の外観検査

受水槽および高置水槽ならびにその周辺の状況等

② 水質検査

給水栓(蛇口)の水について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の有無

③ 書類検査

設備の配置・給水系統の図面、受水槽の周辺の構造物の配置の図面、水槽(受水槽、高置水槽)の掃除の記録、水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録、簡易専用水道検査の定期検査の記録等の整理ならびに保管状況

※ 建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)の特定建築物に該当する施設の場合は、検査の内容を「③ 書類検査」とすることができます。

2. 水槽(受水槽・高置水槽)を清掃する義務

1年以内ごとに1回、定期的に水槽の清掃を行わなければなりません。

清掃は、水槽内面の掃除や消毒等を行います。

※ 清掃は、専門的な知識・技能が必要なため、建築物衛生法に基づく知事等の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

3. 水槽（受水槽・高置水槽）の点検等を行う義務

水槽の点検など日常的な管理により、有害物や汚水等によって水が汚染されるのを防止するための措置を講じなければなりません。

(1) 水槽（受水槽・高置水槽）等の点検

日常的に水槽（受水槽・高置水槽）等の点検を行い、水が汚染されるのを防止するための措置を講じます。

また、地震や大雨など水質に影響を与える事態が発生したときも、速やかな点検が必要です。

- ① 水槽の周囲の衛生状態
- ② 水槽の破損・亀裂の有無
- ③ マンホールの密閉・施錠の状態
- ④ 水槽内部の汚れなどの状態
- ⑤ オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置状態

(2) 水質の確認

日常的に給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無を確認します。

(3) 書類の整備、保存

次の書類を整備し、保管します。

- ① 設備の配置、給水系統を明らかにした図面（永久保存）
- ② 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面（永久保存）
- ③ 水槽の掃除の記録（貯水槽清掃業者からの報告書。3年間保存）
- ④ 日常管理（水槽の点検、水質検査、講じた措置等）の記録（3年間保存）
- ⑤ 簡易専用水道の定期検査結果書（厚生労働大臣の登録検査機関の報告書。3年間保存）

4. 給水栓の水質異常時の措置義務

給水栓水の水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害するおそれがあると知ったときは、次のような措置をとらなければいけません。

- ① 給水栓において水の異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目を検査します。
※ 水質検査は、水道法に基づく厚生労働大臣の登録水質検査機関、建築物衛生法に基づく登録建築物飲料水水質検査業に依頼することが望ましいとされています。
- ② 給水された水により健康を害するおそれがあると分かったときは、
直ちに給水を停止し、
使用者など関係者に周知します。

これらの措置を行ったことを伊丹市上下水道局に報告するようお願いします。

5. 上下水道局への届出

次の場合には、上下水道局へ届出するようお願いします。

- ① 簡易専用水道を設置しようとするとき
- ② 簡易専用水道の設置者（建物の所有者）を変更したとき
- ③ 簡易専用水道（建物）の名称を変更したとき
- ④ 簡易専用水道（受水槽、高置水槽）を変更（位置、容量、改造）したとき
- ⑤ 簡易専用水道を休止、廃止したとき

受水槽

受水槽は、給水管（水道管）から水道水が最初に入る水槽です。地表付近に水槽がなく、ポンプにより建物上部に揚水され給水管から水道水が最初に入る高置水槽は、受水槽に該当します。

その受水槽の「有効容量」とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な水量のことです。

なお、受水槽の貯水容量は一日の使用量の半分程度、高置水槽では1／10程度が目安です。必要以上に貯めておくと、残留塩素が減少し、細菌等による汚染の危険が増加します。適正な水量になるよう水位の調整等を検討してください。

建物に設ける受水槽以降の給水設備は、建築基準法、同法施行令、建設省告示の規定が適用されます。

これにより水槽は、周囲と上下の保守点検を容易かつ安全に行うことができるよう設置することが定められています。

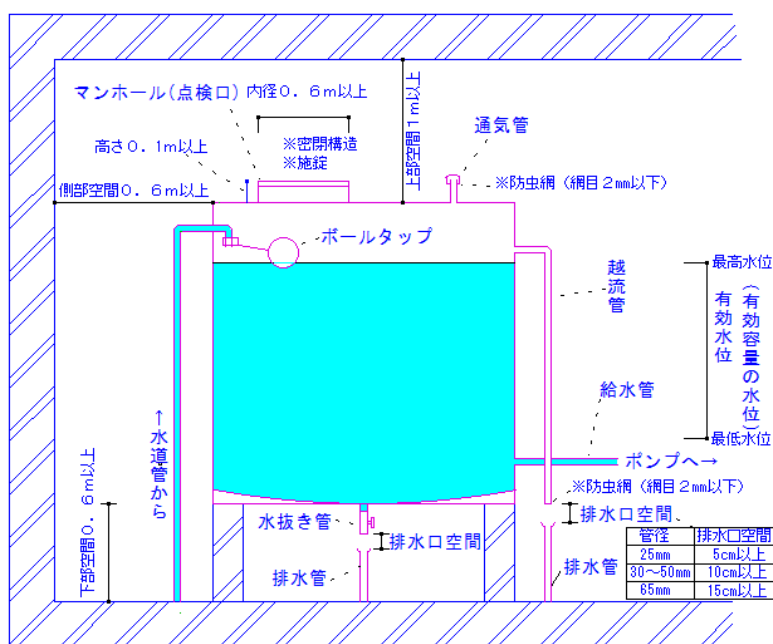


図 受水槽の構造

※ 受水槽の有効容量が10 m³を超えても、次の場合は簡易専用水道には該当しません。

- ・まったく飲み水として使用しないもの（消防用、工業用など）
- ・井戸水を受水槽に貯めて使用するもの

ただし、井戸水をくみ上げて受水槽に貯め、飲料水として給水する施設は、「専用水道」、「特設水道」として、それぞれ水道法、兵庫県特設水道条例により規制を受けます。

水道法令（抜粋）

【水道法】

（用語の定義）

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（改善の指示等）

第36条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（報告の徴収及び立入検査）

第39条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（市又は特別区に関する読替え等）

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

（罰則）

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

9 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第34条の2第2項の規定に違反した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【水道法施行令】

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

【水道法施行規則】

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

【厚生労働省告示第262号】本文省略…検査項目、検査事項、判定基準、検査後の措置等
簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(平成15年7月23日)

【建築基準法】本文省略

第36条(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

【建築基準法施行令】本文省略

第129条の2の5(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

【建設省告示第1597号】本文省略

(建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準)

【水道法関係通知等】本文省略

・水道法の一部改正に伴う簡易専用水道の規制等について(昭和53年4月26日環水第49号厚生労働省環境衛生局水道環境部長施行通知)…簡易専用水道の規制対象の確定の留意点等

・簡易専用水道の規制について(昭和53年6月23日環水第68号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)…簡易専用水道の標準的検査フロー、検査事項、判定基準、建築物衛生法適用時の提出書類

【伊丹市要綱等】本文省略

- ・伊丹市簡易専用水道管理指導要綱(平成26年4月1日)
- ・伊丹市簡易専用水道指導実施要領(平成28年3月14日)

お問合せ、報告、届出先

簡易専用水道の衛生管理のお問合せ、報告、届出は、次にお願ひします。

伊丹市上下水道局 経営企画室

給排水課（貯水槽水道担当）

郵便番号 664-0881 伊丹市昆陽1丁目1番地2

電話番号 072-783-1654（直通）

ファックス 072-784-0911

ホームページ <http://www.water.itami.hyogo.jp/>